

2024 年度

自己点検・評価書

2025 年 7 月

第一薬科大学薬学部

目 次

1	教育研究上の目的と三つの方針	
	〔現状〕	1
	〔教育研究上の目的と三つの方針に対する点検・評価〕	5
	〔改善計画〕	6
2	内部質保証	
	〔現状〕	7
	〔内部質保証に対する点検・評価〕	9
	〔改善計画〕	9
3	薬学教育カリキュラム	
3-1	教育課程の編成	
	〔現状〕	10
	〔教育課程の編成に対する点検・評価〕	12
	〔改善計画〕	13
3-2	教育課程の実施	
	〔現状〕	14
	〔教育課程の実施に対する点検・評価〕	20
	〔改善計画〕	21
3-3	学修成果の評価	
	〔現状〕	22
	〔学修成果の評価に対する点検・評価〕	23
	〔改善計画〕	24
4	学生の受入れ	
	〔現状〕	25
	〔学生の受入れに対する点検・評価〕	27
	〔改善計画〕	27
5	教員組織・職員組織	
	〔現状〕	28
	〔教員組織・職員組織に対する点検・評価〕	30
	〔改善計画〕	31
6	学生の支援	
	〔現状〕	32
	〔学生の支援に対する点検・評価〕	34
	〔改善計画〕	35

7 施設・設備

[現状]	3 6
[施設・設備に対する点検・評価]	3 6
[改善計画]	3 7

8 社会連携・社会貢献

[現状]	3 8
[社会連携・社会貢献に対する点検・評価]	3 8
[改善計画]	3 9

1 教育研究上の目的と三つの方針

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学又は学部の理念及び薬剤師養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定され、公表されていること。

注釈：「薬学教育プログラム」とは、6年制におけるプログラムを指す。複数学科を持つ場合は、教育研究上の目的を学科ごとに定めること。

【観点 1-1-1】 教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】 教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表されていること。

【現状】

第一薬科大学（以下、本学）は、建学の精神として「個性の伸展による人生練磨」を掲げ、医療人としての高度な専門性と倫理観を備えた人材の育成を目的としている。この精神は、学則第1条に明記されており、薬学部における教育研究上の目的もこれに基づいて次のように設定している。

【教育目標】

薬学科

1. 側隠の情を持つ薬剤師の養成
2. 実践的能力を持つ薬剤師の養成
3. 創造的な薬剤師の養成
4. 医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えた薬剤師の育成

漢方薬学科

1. 側隠の情を持つ薬剤師の養成
2. 実践的能力を持つ薬剤師の養成
3. 創造的な薬剤師の養成
4. 医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えるとともに、漢方に精通した薬剤師の育成

【研究目標（学科共通）】

1. 個性と創造性のある研究の推進：自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、医療および薬学分野における高度な専門知識・技術・技能の発展に貢献する。

2. 基礎から応用に至るまでの研究推進：多様な社会からの要請に基づく医療および薬学分野における基礎的研究および臨床応用研究を推進し、医療・福祉の増進に貢献する。
3. 地域社会や国際交流を視野においた研究の推進：地域社会や国際社会からの要請に応えるために、国内外の医療機関、研究機関と協同し学術連携、人的交流を通じて研究を推進し、医療および薬学の進展に貢献する。

薬学科においては、「惻隱の情を持ち、実践的かつ創造的な薬剤師を養成すること」を教育目標とし、高度な専門知識と技能、倫理観を備えた薬の専門家の育成を目指している。また、漢方薬学科においては、薬学科と同様の理念のもと、日本独自の伝統医学である漢方に精通し、医療現場で即応できる実践能力を有する薬剤師の養成を教育目標として掲げている。これらの教育目標および研究目標は、学則第3条に規定され、学生便覧、大学案内、進級ガイダンス資料および大学ホームページにおいても周知・公表されている。薬学教育プログラム（6年制）に関しては、薬学科および漢方薬学科の各学科において、それぞれの教育目標を学則第3条に規定しており、パンフレット、学生便覧、ガイダンス資料、大学ホームページを通じて学内外に公表・周知されている。また、年度初めの進級ガイダンスにおいても、教員より教育目的や教育課程の構成について学生に対して説明を行っている。

教育研究上の目的は、医療を取り巻く環境の変化および薬剤師に対する社会的ニーズの変化を踏まえて、2024年度の大学機関別認証評価に向けた自己点検・評価の過程において、点検・検証が行われた。その中で、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を反映し、2024年度から新たなカリキュラムを導入したことにより、実践的能力、医療倫理、情報活用力などの強化を図った。また、教育目標の文面は簡潔かつ具体的に記述されており、学内の掲示板への掲示や、ホームページ上での公表、学生便覧等の配布物を通じて、教職員および学生に周知されている。

【基準 1-2】

教育研究上の目的に基づき、三つの方針が一貫性・整合性のあるものとして策定され、公表されていること。

注釈：「三つの方針」とは、学校教育法施行規則第165条の2に規定されている「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」を指す。なお、それぞれこれらの策定及び運用に関するガイドラインに記載されている「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)と同じ意味内容を指すものである。

【観点 1-2-1】 卒業の認定に関する方針では、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力が具体的に設定されていること。

注釈：「卒業までに学生が身につけるべき資質・能力」は、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働する態度等を指す。

【観点 1-2-2】 教育課程の編成及び実施に関する方針では、卒業の認定に関する方針を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における教育内容・方法、学修成果の評価の在り方等が具体的に設定されていること。

【観点 1-2-3】 教育課程の編成及び実施に関する方針は、学習の質を重視し、学習・教授方法及び成績評価のための課題が意図する成果のために想定された学習活動に整合するように設定されていることが望ましい。

【観点 1-2-4】 入学者の受入れに関する方針では、卒業の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ、どのような学生を求め、多様な学生をどのように評価・選抜するか等が具体的に設定されていること。

【観点 1-2-5】 三つの方針が、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表されていること。

【現状】

本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神とし、薬剤師としての専門性を重視した教育を通じて社会に貢献できる人材の育成を教育研究上の目的として掲げている。この目的に基づき、「卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)」、「入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)」の三つの方針を定め、学科ごとに策定・公表している。三つの方針は、薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)に準拠した令和6年度の新カリキュラム導入に合わせて見直され、自己点検・評価委員会および教務委員会での審議、教授会での承認を経て学長が最終的に決定したものである。令和6年度入学生より適用している。

ディプロマ・ポリシーは、薬学科および漢方薬学科それぞれにおいて、学生が卒業までに身につけるべき知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性と多様な他者との協働能力について、具体的かつ網羅的に定めている。これらは令和6年度改訂により、特に医療情報の解析におけるAI活用、科学的探究に基づく課題発見能力、美容・健康あるいは漢方医療に関する実践的能力といった、現代医療の要請を反映した要素が追加された。【観点 1-2-1】

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと整合性を保ちながら、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠し、専門教育科目の体系的配置と段階的学修成果の達成を志向している。6年制課程では、基礎から臨床、さらにアドバンストな医療現場教育へと連動する構造となっており、各年次において能動的学修、ICT活用、多職種連携教育が組み込まれている。また、DPアセスメント表を用いて、ポリシーに照らした学修成果の可視化と評価が実施されている。【観点 1-2-2】

教育課程の編成および実施における成績評価の方針は、ディプロマ・ポリシーに掲げられた到達目標と各科目の学修目標が論理的に整合するよう設定されている。授業設計においては講義・演習・実習の有機的連携が重視され、特に臨床実習や統合科目では、知識の統合と実践力の発揮を意図した課題設定と評価基準が定められている。さらに、ルーブリックやポートフォリオ評価の導入により、学習の質と成果の評価の整合性が図られている。【観点 1-2-3】

アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの理念を踏まえ、将来薬剤師として活躍する上で必要な素養（人間性、基礎学力、志望動機、論理的思考力等）を備えた多様な学生を受け入れることを明記している。これらの要素は、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜等において明確な評価基準として活用されており、エビデンスに基づいた選抜が実施されている。【観点 1-2-4】

三つの方針は、学生には入学時ガイダンスや年度初めのガイダンス、学生便覧を通じて周知されており、教職員にはFD・SD研修会や教員連絡会議で継続的な確認と理解促進が図られている。また、大学案内パンフレット、大学ホームページ等を通じて社会にも広く公表されており、外部ステークホルダーに対する透明性の確保にも努めている。【観点 1-2-5】

【基準 1-3】

教育研究上の目的及び三つの方針が定期的に検証されていること。

注釈：「検証」は、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズの変化を調査した結果等を踏まえて行うこと。

〔現状〕

本学では、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神に基づき、薬学教育を通じて高度な専門性と豊かな人間性を備えた薬剤師及び薬学専門職の育成を目指している。この目的に沿って、三つの方針を策定し、学則等に明示して全教職員及び学生に周知するとともに、大学ホームページ等で公表している。これら三つの方針及び教育研究上の目的は、医療を取り巻く環境の変化や薬剤師に対する社会的ニーズを踏まえて、年次の自己点検・評価の過程で見直しがなされている。例えば、2023年度には、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を受けて、薬学科および漢方薬学科のディプロマ・ポリシーに「論理的思考力と課題解決能力」の明記、「臨床倫理の重視」などを盛り込む修正を行った。また、地域医療や在宅医療への対応が薬剤師に求められるようになったことから、カリキュラム・ポリシーには「地域医療に対応した実務実習」や「地域課題に根ざした PBL 教育」の強化が加えられた。

検証は、各年度に開催される自己点検・評価委員会において実施されており、各学科からの到達目標達成状況報告、学生アンケート分析結果、外部評価委員の意見等を踏まえて行われる。また、教育の質保証を目的として、FD・SD活動の一環である授業改善ワークショップにて三つの方針に関する教職員の理解度や運用上の課題についての意見交換がなされ、ポリシーの実効性の向上に努めている。

〔教育研究上の目的と三つの方針に対する点検・評価〕

本学は「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神とし、医療人としての高度な専門性と倫理観を備えた薬剤師の育成を教育研究上の目的として掲げている。薬学科および漢方薬学科においては、医療を取り巻く環境や社会的ニーズを反映した教育目標が学則に明記され、学生便覧やホームページ等を通じて広く周知・公表されている。三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に基づき、令和6年度より改訂・運用されており、教育課程や評価方法と整合性を保ちながら策定されている。また、これらの方針と目的は、年次の自己点検・評価を通じて、医療環境の変化や社会的要請に応じて定期的に検証・改善が行われている。

＜優れた点＞

- ・ 建学の精神に基づいた明確かつ具体的な教育研究上の目的が、学則に規定され、学内外に広く周知・公表されている。
- ・ 薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に迅速に対応し、三つの方針を一貫性・整合性をもって改訂・運用している。
- ・ AI 活用や地域医療対応、漢方医療など、現代医療のニーズに即した教育内容をディプロマ・ポリシーに反映している。
- ・ 学修成果の可視化を目的に DP アセスメント表やルーブリック評価を導入し、教育の質保証に努めている。
- ・ 年次の自己点検・評価を通じて、社会的ニーズや医療環境の変化に応じた柔軟な方針見直しを実施している。

＜改善を要する点＞

- ・ 教職員および学生に対する三つの方針の理解促進について、FD・SD 研修会の実施頻度や内容にさらなる充実が求められる。
- ・ 教育研究上の目的や方針の周知に関して、紙媒体中心の周知方法が依然として多く、デジタル媒体を活用した効率的な情報発信が不十分である。

〔改善計画〕

本学は、教育研究上の目的および三つの方針の更なる実効性向上を図るため、いくつかの改善策を講じる計画である。まず、教職員に対する三つの方針の理解促進を目的として、FD・SD 研修会を年間計画に基づき定期的に開催する。これにより、具体的事例研究やワークショップを通じて、教職員の方針理解と実践力の向上を目指す。次に、教育研究上の目的および三つの方針の周知手段については、従来の掲示板や紙媒体に依存するのではなく、学内ポータルサイトや SNS、動画配信等のデジタルツールを積極的に活用することで、効率的かつ効果的な情報発信を推進する。さらに、DP アセスメント表およびルーブリック評価を全科目に適用することで、学修成果の可視化とフィードバック体制の強化を図る。この取組により、三つの方針に基づく学修成果の評価を全学的に定着させることを目指す。加えて、地域医療機関や薬剤師会、企業等の外部ステークホルダーとの連携を強化し、定期的な意見交換会を設置することで、社会的ニーズの継続的な把握と教育方針への反映を図る。これらの改善策については、次回の自己点検・評価の際に進捗状況を検証し、PDCA サイクルを通じて継続的な改善を実施することで、教育の質保証体制の強化を図るものである。

2 内部質保証

【基準 2-1】

教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動について、自己点検・評価が適切に行われていること。

【観点 2-1-1】 自己点検・評価が組織的かつ計画的に行われていること。

注釈：必要に応じて外部委員又は当該学部・6年制課程の卒業生を含むこと。また、本機構の評価を受審する時だけでなく、計画的に実施されていること。

【観点 2-1-2】 自己点検・評価は、教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいていること。

注釈：「質的・量的な解析」の例示。

- ・ 学習ポートフォリオ等を活用した学習達成度
- ・ 卒業の認定に関する方針に掲げた学修成果の達成度
- ・ 在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況（入学者に対する標準修業年限内の卒業者の割合等）の入学年次別分析等

【観点 2-1-3】 自己点検・評価の結果がホームページ等で公表されていること。

〔現状〕

本学薬学部においては、薬学教育の質保証の中核を担う「自己点検・評価委員会」を設置し、全学的な内部質保証体制のもとで、薬学科および漢方薬学科における自己点検・評価を組織的かつ計画的に実施している。評価対象は、教育課程、学修成果、学生支援、FD・SD活動、施設・設備、財務など多岐にわたり、各領域における責任者および関連委員会との連携により、継続的な質改善を図っている。外部の意見を取り入れる観点から、外部委員が正式に自己点検・評価委員会に所属している。これにより、組織的かつ客観的な評価体制が一層充実し、質保証活動の透明性と信頼性の向上が期待されている。評価活動は、薬学教育評価機構による評価サイクルに連動した中長期的計画に基づき、毎年度定期的に行われている。【観点 2-1-1】

自己点検・評価は、以下のような質的および量的指標に基づいて多面的に実施されている。

- ・ 学修成果の可視化を目的として、アセスメント・ポリシーに基づき、学習ポートフォリオおよび共用試験（CBT・OSCE）の成績分析を行っている。
- ・ 「卒業の認定に関する方針」に基づき、実務実習成績、卒業研究の成果、国家試験合格率を分析し、学生の到達度を評価している。
- ・ 在籍状況については、各入学年度別に留年率、休学・退学率、標準修業年限内卒業率を算出し、経年比較を通じた傾向分析を実施している。

- ・ 卒業後の進路（就職率、進学率）や国家試験結果、学生による授業評価・学生生活満足度に関するアンケート結果なども活用し、教育活動の成果を多角的に検証している。【観点 2-1-2】

自己点検・評価の結果は、学内のFD・SD活動において関係者に共有されるとともに、報告書として文書化され配布されている。また、外部の評価機関による評価結果および大学の自己点検・評価報告書は毎年作成され、大学公式ホームページ上で公開されている。令和6（2024）年度には日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、大学全体としての質保証の取り組みについても外部評価を通じて確認・改善を図っている。これにより、教育活動に関する説明責任を果たし、大学の透明性と信頼性を確保している。公開に際しては、評価結果とその改善方針を明確に記載し、学外者にも理解しやすい形での情報提供に努めている。【観点 2-1-3】

【基準 2-2】

教育研究活動の改善が、自己点検・評価結果等に基づいて適切に行われていること。

注釈：「自己点検・評価結果等」の「等」とは、行政機関、認証評価機関からの指摘事項を含む。また、自己点検・評価の結果等を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

〔現状〕

本学薬学部においては、自己点検・評価委員会を中心に、年次ごとに教育研究活動の自己評価を実施している。この自己点検・評価は、文部科学省および薬学教育評価機構による指摘事項をも含めた「自己点検・評価結果等」に基づき、教育課程、授業方法、学修成果の評価、FD・SD活動、教員の研究活動支援等に対して実施されている。学科ごとに独立した会議体により、学科別の教育目標に即した点検・評価が実施されており、その内容は学部運営会議に報告・審議される。特に薬学科および漢方薬学科においては、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠した教育内容の見直しと、その学修成果評価の方法について、2023年度以降継続的な検討と改善を実施している。

また、教育課程に関する外部評価（模擬試験結果やCBT・OSCE等）の分析を通じ、学修到達度や学習支援の在り方について教員間で情報を共有し、必要に応じてカリキュラム改訂や個別指導体制の強化が行われている。これに加え、外部機関からの指摘事項については、学長を中心とする教学運営会議での確認を経て、速やかに改善措置が講じられている。

〔内部質保証に対する点検・評価〕

本学薬学部における内部質保証体制は、「自己点検・評価委員会」を中心に、教育研究活動の質向上を目的として組織的かつ計画的に運用されている。自己点検・評価は、中長期計画に基づき、毎年度実施されており、外部委員の参画により客観性と透明性を確保している。また、アセスメント・ポリシーに沿った学修成果の可視化、在籍状況や卒業後の進路等の量的・質的データに基づく分析を通じて、教育の現状把握と改善に努めている。評価結果は学内外に適切に公表され、説明責任を果たしている。さらに、自己点検・評価結果および行政機関・認証評価機関からの指摘を踏まえ、教育課程や学修支援体制の改善が実施されている。

＜優れた点＞

- ・ 外部委員を正式に自己点検・評価委員会に参画させることで、評価の客観性および透明性を高めている。
- ・ 学習ポートフォリオ、共用試験（CBT・OSCE）、実務実習成績、国家試験合格率、在籍状況、進路状況など、多様なデータに基づき教育成果を分析している点が優れている。
- ・ 自己点検・評価結果を毎年度文書化し、大学公式ホームページで公表することで、ステークホルダーに対する説明責任を果たしている。

＜改善を要する点＞

- ・ 質保証活動における学生の意見反映が限定的であり、学生参画の仕組みを強化する必要がある。
- ・ 外部機関からの指摘事項への対応は実施されているものの、指摘内容を踏まえた組織的なフィードバック体制の整備が不十分である。

〔改善計画〕

本学薬学部における内部質保証体制の更なる充実を図るため、以下の方針に基づき改善を推進する。まず、自己点検・評価結果に基づく改善措置の実効性を高めるため、PDCAサイクルの運用を強化する。具体的には、改善策実施後の効果検証を体系化するための評価指標を新たに策定し、定期的なフォローアップ会議を開催することで、改善結果の可視化と次年度計画への反映を徹底する。併せて、実施するアンケート調査の結果を質保証活動に積極的に活用し、学生視点を反映した教育改善を図る。加えて、令和6（2024）年度に日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審した結果を踏まえ、全学的なガバナンスおよび質保証体制の課題について検証を進め、具体的な改善方策に反映させる。これらの取組を通じて、内部質保証体制の継続的発展を図り、教育の質向上と社会的責任の遂行を実現する。

3 薬学教育カリキュラム

(3-1) 教育課程の編成

【基準 3-1-1】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて構築されていること。

【観点 3-1-1-1】 教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、薬学教育カリキュラムが以下の内容を含み体系的に整理され、効果的に編成されていること。

- 教養教育
- 語学教育
- 人の行動と心理に関する教育
- 薬学教育モデル・コア・カリキュラム平成 25 年度改訂版の各項目（基本事項・薬学と社会・薬学基礎・衛生薬学・医療薬学・薬学臨床・薬学研究）

補足：令和 6 年度入学生以降については、薬学教育モデル・コア・カリキュラム令和 4 年度改訂版に沿った内容とします。

- 大学独自の教育
- 問題発見・問題解決能力の醸成のための教育

注釈：薬学教育カリキュラムの体系性及び科目の順次性が、カリキュラム・ツリー等を用いて明示されていること。

注釈：語学教育には、医療の進歩・変革に対応し、医療現場で活用できる語学力を身につける教育を含む。

【観点 3-1-1-2】 薬学教育カリキュラムが、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した編成になっていないこと。

【観点 3-1-1-3】 教育課程及びその内容、方法の適切性について検証され、その結果に基づき必要に応じて改善・向上が図られていること。

[現状]

本学薬学部の教育課程は、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神を基盤とし、薬学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 25 年度改訂版および令和 4 年度改訂版）に準拠しつつ、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に従って体系的かつ効果的に構築されている。

● 教養教育

薬学専門教育の基盤として、広い視野と基礎学力を養う教養教育を 1 年次に重点的に配置している。情報リテラシーや論理的思考力を育成する「情報処理演習」「文章表現論」、自然科学への理解を深める「基礎化学」「基礎数学」等に加え、「薬学への招待」

により早期の動機づけを図っている。2年次には「プレゼンテーション論」を配置し、卒業研究発表会の聴講を通じて自己表現力と論理構成力の育成を促している。

● 語学教育

語学教育では、国際的視野を備えた薬剤師の育成を目的に、薬学教育カリキュラムに体系的な語学教育を組み込んでいる。1年次に「薬学基礎英語Ⅰ・Ⅱ」および「英会話」「中国語」「フランス語」等の入門科目を配置し、3～4年次には「薬学英语」「医療薬学英语」により実践的な英語力を養成する。これにより、英語論文の読解や将来の海外研修に対応できる力を培っている。

● 人の行動と心理に関する教育

医療人に求められる、患者を全人的に理解し支援する能力を育成するため、「心理学」「臨床心理学」「生命・医療倫理学」「医療概論」「医療コミュニケーション学」などを体系的に配置している。これらを通じて、薬剤師に必要な倫理観や使命感、他職種との連携意識、心理的洞察力、思いやりある対応力を段階的に育成し、人間中心の医療に貢献できる資質を涵養する教育を実践している。

● 薬学教育モデル・コア・カリキュラム平成25年度改訂版の各項目（基本事項・薬学と社会・薬学基礎・衛生薬学・医療薬学・薬学臨床・薬学研究）

本学では、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、体系的な教育課程を整備している。令和6年度以降の入学生には令和4年度改訂版、令和5年度以前の入学生には平成25年度改訂版に準拠し、各領域の科目を段階的かつ系統的に配置している。シラバスやカリキュラムマップを通じて学修目標を明示し、学生が目的意識を持って体系的に学べるよう支援体制を整えている。

● 大学独自の教育

本学では、薬学の専門性に加え、健康と生活への多角的理解を深めるため、独自の教育科目を体系的に配置している。予防医学やセルフメディケーションに関わる「臨床心理学」「化粧品学Ⅰ、Ⅱ」「健康管理学」等、専門性を高める「医薬品開発論」「実践臨床薬学」等、社会的要請に応える「医療情報管理学」「経営管理論」「薬学デジタルトランスフォーメーション学」等を設置している。また、5年次以降には志向に応じたアドバンスト実習を通じて臨床能力を育成している。これらにより、学生の個性や将来展望に応じた多面的学修を支援し、薬剤師としての資質を総合的かつ段階的に養う教育体制を構築している。

● 問題発見・問題解決能力の醸成のための教育

問題発見・解決能力の育成については、「薬学へ招待」、「早期体験学習」を皮切りに、PBL（課題解決型学習）、実務実習前の演習、卒業研究といった段階的な教育を展開している。これにより、学生の主体性と論理的思考力の向上を図っている。

薬学科および漢方薬学科においては、教養教育、語学教育、人の行動と心理に関する教育を基盤とした上で、薬学専門教育（基本事項、薬学と社会、薬学基礎、衛生薬学、医療薬学、薬学臨床、薬学研究）を段階的・統合的に展開している。語学教育で

は、医療現場で活用可能な英語コミュニケーション能力の涵養に重点を置き、また、大学独自の取り組みとして、漢方薬学科では漢方処方理解と応用に関する教育を展開している。カリキュラム・ツリーおよびマップの作成と公表により、科目間の順次性と体系性を可視化し、教育目標とディプロマ・ポリシーとの関連性を明確にしている。問題発見・解決能力の育成については、早期体験学習、PBL（課題解決型学習）、実務実習前の演習、卒業研究といった段階的な教育を通じて、学生の主体性と論理的思考力の向上を図っている。【観点 3-1-1-1】

教育課程は、薬学共用試験や薬剤師国家試験合格率の向上のみに特化せず、医療人として必要とされる倫理観、コミュニケーション能力、専門性の育成に力点を置いた人間教育・社会教育を重視している。1年次から医療倫理や医療人の心構えに関する科目を配置し、学年進行に応じて段階的に実践力を培っている。また、地域連携活動やボランティア活動を通じ、患者中心の視点を養う教育を実施しており、実践的かつ人間的な成長を促す教育体系を確立している。【観点 3-1-1-2】

教育課程の適切性は、学年ごとのカリキュラム見直し会議、教員の授業評価、学生によるアンケート分析、定期的なFD活動などを通じて多面的に検証されている。カリキュラム委員会では、教育効果の可視化やシラバスの整合性確認を行い、学生と教員との意見交換を通じて改善につなげている。また、薬学共用試験や国家試験の結果分析に基づく授業改善、実務実習後の評価に基づいた実習前教育の見直しなど、継続的な改善が実施されている。【観点 3-1-1-3】

【教育課程の編成に対する点検・評価】

本学の教育課程は、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの理念を踏まえ、体系的・順次性・学際性を備えた構造で構築されており、薬剤師に必要とされる資質・能力の獲得に資する内容である。また、教育課程の検証と改善は継続的に行われており、質の向上が図られている。

＜優れた点＞

- ・ 教養教育から専門教育、卒業研究に至るまで、体系的かつ一貫性のある教育課程が編成されており、特に「惻隠の情」を涵養する倫理教育は本学独自の強みである。
- ・ 医療現場での実用を意識した語学教育により、グローバル社会への対応力を備えた人材育成が図られている。
- ・ 漢方薬学科においては、伝統医学に関する知識と応用力を培う独自の教育内容を実施しており、特色ある人材養成がなされている。

＜改善を要する点＞

- ・ 学修成果の可視化と自己評価を促進するための e ポートフォリオの導入と運用体制の確立が必要である。
- ・ 教育効果の検証結果を授業改善やカリキュラム再構成により一層反映させる体制強化が望まれる。

〔改善計画〕

今後は、令和 4 年度改訂版の薬学教育モデル・コア・カリキュラムを全面的に実装すべく、教育課程の再設計を進めるとともに、教養・語学・専門教育の接続性と統合性を一層強化する。また、学生が自己の学修成果を振り返り、目標と照らし合わせて自己評価できるよう、e ポートフォリオの導入とその運用体制の整備を進める。これにより、学修成果の可視化と教員による学修支援の質的向上を図る。さらに、FD・SD 活動の活性化を通じて、教育課程改善の PDCA サイクルを強化し、教育内容および教育方法の継続的な見直しを推進する。

(3-2) 教育課程の実施

【基準 3-2-1】

教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に行われていること。

【観点 3-2-1-1】 学習目標の達成に適した学習方略が用いられていること。

注釈：例えば薬学研究では、必修単位化、十分な研究期間の設定、研究論文の作成、研究成果の医療や薬学における位置づけの考察、研究発表会が行われていること。

【観点 3-2-1-2】 薬学臨床における実務実習が「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえて適切に行われていること。

【観点 3-2-1-3】 学生の資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法を開発していることが望ましい。

注釈：「資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法」には、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）やパフォーマンス評価を含む。

〔現状〕

本学薬学部では、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに基づき、薬学教育モデル・コア・カリキュラムを参照しながら、体系的かつ段階的な教育課程を編成し実施している。基礎薬学から臨床薬学に至る教育、さらに実務実習および卒業研究を含む総合的な学修プログラムを通じて、知識・技能・態度を統合的に涵養する教育を展開している。

学習目標の達成に適した学習方略として、アクティブラーニングを積極的に導入している。講義科目では反転授業を取り入れ、演習科目ではグループディスカッションを、実習科目では問題解決型学習（PBL）を採用している。とくに医療薬学実習では、架空症例に基づくシミュレーション演習を通して、チームでの課題解決を実践し、協調性や臨床的判断力を養成している。卒業研究は必修科目であり、令和4年度カリキュラムでは4年次前期から6年次後期、令和6年度カリキュラムでは3年次後期から6年次前期にわたり実施されている。研究活動は、テーマ設定、文献調査、実験、データ解析、考察、論文作成、成果発表というプロセスで構成されており、研究成果は学内発表会にてポスター形式で発表され、学内教員による評価と質疑応答を通して、学生の表現力や研究遂行能力を高めている。【観点 3-2-1-1】

実務実習施設の配属に関しては、実務実習委員会が担当している。実務実習委員会は3年次の12月に、実習予定の学生を対象に最新の現住所、保護者住所、連絡先、通学手段、特別な配慮の必要性等の調査を行っている。病院配属に関して、九州・山口の10大学薬学部間で地区調整機構大学委員会を開催し、地区調整機構から提示される実習受入予定施設一覧をもとに、公共交通機関利用で原則1時間以内に移動できる施設を基準に配属原案を作成する。薬局配属に関しては、学生の現住所および実家住所に基づき、大

学で学生の実習地区を割り振り、地区調整機構に提示する。地区調整機構より九州・山口地区薬局実務実習受入調整機関（以下、調整機関）に調整を依頼し、調整機関が薬局実習受け入れ施設を決定している。なお、九州・山口地区に学生保護者住所がある場合、原則、保護者住所でのふるさと実習としている。実務実習の配属決定の方法と基準に関する学生への説明は、3年次の住所調査および4年次前期に行っている。病院および薬局における実務実習は、日本薬剤師研修センターが認定する認定実務実習指導薬剤師の資格を有する指導薬剤師のもとで実施している。各県病院薬剤師会および各県薬剤師会において実務実習受入要件を満たしていることが確認されている実習施設で実施している。病院実務実習、薬局実務実習のいずれにおいても、本学と各施設の間で11週間の契約を締結している。

「事前学習」は薬学教育モデル・コア・カリキュラム平成25年度改訂版（以下、改訂モデル・コア・カリキュラム）に準拠して実施しており、教育目標は改訂モデル・コア・カリキュラムF薬学臨床のGIOと一致しており、シラバスに明記している。「事前学習」は128コマで111名の学生を対象に実施している。4年次前期では、主に講義・演習を実施し、到達目標である（1）薬学臨床の基礎（2）処方せんに基づく調剤（3）薬物療法の実践（4）チーム医療への参画（5）地域の保健・医療・福祉への参画に関する基本的な知識・態度を学んでいる。4年次後期では演習・実習を中心に実施し、前期までに修得した知識を基に（2）処方せんに基づく調剤（3）薬物療法の実践に関する技能・態度を修得している。また、実務実習を修了した5年生が「ポスト教育」において病院実務実習での薬物療法の実践に関する個別発表（9、12、2月）、薬局および病院実務実習での体験を基にしたグループ発表（2月）を実施している。4年生は9月の個別発表と2月のグループ発表に参加し、実務実習にむけた心構えについて考察している。症例などを用いた演習では、2名の薬局薬剤師、5名の病院薬剤師がそれぞれ作成した授業項目に沿った症例等の課題を用いて、学内教員とともに学生の指導を行っている。4年後期では、チーム医療への参画として看護学部4年生と合同授業を実施している。

「事前学習」の評価は筆記試験（20%）、総合実習における実技試験（50%）、態度（30%）で行っている。合格となるには、各到達目標を最低限達成する必要がある、筆記試験では正答率60%以上、総合実習における実技試験、態度では、ルーブリック評価の合格基準をクリアすることとし、総合的に評価を行っている。シラバスの授業形式において3年次後期の「調剤学」が関連科目であることを記載し、関連科目の内容を含めた学習であることを示している。

「事前学習」の筆記試験は4年次前期終了後に実施し、4年次後期の演習・実習に取り組むための必要な知識を修得していることを確認している。総合実習における実技試験では課題毎にルーブリック評価を実施している。演習、実習における態度を4年次前期から後期にかけて教員が態度観察記録表を用いて記録している。また、2月のポスト教育における報告会に参加後に提出された倫理観に関するレポートを含めて、最終的にルーブリック評価を用いて総合的に態度を評価している。

本学の薬局実務実習「実務実習Ⅰ」および病院実務実習「実務実習Ⅱ」の教育目標（一般目標・到達目標）は、いずれも改訂モデル・コア・カリキュラム F 薬学臨床の教育目標（一般目標・到達目標）に準拠して実施している。実習施設には事前に、大学が推奨する実務実習スケジュールと実務実習終了時に指導薬剤師が評価に用いる実務実習評点表を提示している。実習生は、富士フイルムシステムサービス株式会社【薬学】実務実習指導・管理システム（以下、Web システム）を用いて実習内容等を日報、週報に記入している。実習生はモデル・コア・カリキュラム F 薬学臨床の教育目標（一般目標）に従い、F(1)-(3)については4、8、11モデル・コア・カリキュラム評価し、F(4)-(5)については体験した日を入力している。指導薬剤師は、日報、週報に対するコメント入力、概略評価項目の到達度評価を行うことでフィードバックを行う。実務実習生担当教員はそれぞれの評価を確認し、実務実習の評価が適切に実施されているか確認を行い、4、8、11週終了時に担当教員確認票に入力し、実務実習委員会に状況を報告している。実務実習生担当教員は実務実習中に受入施設を訪問または ZOOM での面談を実施し、実習施設訪問報告書を実務実習委員会へ提出する。実務実習委員会はその内容を確認し、問題点があれば実務実習生担当教員と協力して、改善に努めている。なお、実務実習生担当教員としての助手が担当する場合の業務内容および基準を定めている。

指導薬剤師による総括的評価は、地区調整機構において作成された改訂モデル・コア・カリキュラムの教育目標に、態度評価を加えた実務実習評点表を用いて実施している。これらの評価表を実習開始前に、指導薬剤師、実務実習生担当教員および学生に提示している。実務実習生担当教員によるルーブリック評価の内容についても、実習開始前に指導薬剤師および学生に提示している。「実務実習」の評価は、指導薬剤師による実務実習評点表の評価(50%)と、実務実習生担当教員による態度(10%)および実務実習書(40%)の評価によって総合的な評価を実施している。

実務実習終了後に学生と指導薬剤師を対象としたアンケートを実施し、その内容は実務実習委員会で報告している。また、アンケートをもとに地区調整機構へ報告書を提出している。実習終了後の「ポスト教育」において病院実務実習での薬物療法の実践に関する個別発表については ZOOM で指導薬剤師に向けて配信を行っている。【観点 3-2-1-2】

学生の資質・能力向上を目的として、e ポートフォリオを導入し、学修記録の可視化と振り返りを可能としている。また、教育のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進すべく、ICT 活用による授業改善および遠隔教育の質的向上をテーマとした FD・SD 講習会を定期的 to開催している。これらは教職員の ICT リテラシー向上に寄与し、教育手法の多様化を支えている。

【基準 3-2-2】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-2-1】 各科目において適切な成績評価の方法・基準が設定され、学生への周知が図られていること。

【観点 3-2-2-2】 各科目の成績評価が、設定された方法・基準に従って公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-2-3】 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されるとともに、成績評価に対しての学生からの異議申立の仕組みが整備され、学生へ周知が図られていること。

〔現状〕

本学では、各科目の成績評価方法および評価基準を、教育目標ならびに学修到達目標に基づいて明確に設定している。シラバスには、到達目標、評価手法（定期試験、レポート、小テスト、演習・実習、出席状況など）およびそれぞれの配点割合を記載しており、これらは学内ポータルサイト「第一ポータル（IPo）」を通じて履修登録前に学生に公開されている。加えて、授業の初回においては、各担当教員が口頭でも成績評価の方法と基準について説明を行い、学生への理解を促している。特に実務実習や卒業研究などの科目では、ルーブリックによる評価を導入し、評価基準を細分化することで、主観的評価を排除し、客観的かつ透明性の高い評価体制を整備している。【観点 3-2-2-1】

成績評価は、事前に定められた評価基準に厳密に則って実施されており、教員の恣意的判断に左右されることのない運用がなされている。各教員は、講義や演習、実習を通じて多面的な評価を行っており、学修成果を総合的に把握できる体制を確立している。実務実習においては、実習指導薬剤師および学内教員によるダブルチェック体制が確立されており、公平性と一貫性のある評価が行われている。また、教務委員会や教学 IR 委員会において、評価方法の妥当性や成績分布の分析・共有が定期的に行われており、継続的な改善に資するフィードバック体制が整備されている。【観点 3-2-2-2】

各学期末において、学生には教務情報システムを通じて成績が通知されるとともに、各科目の担当教員により作成された成績講評が「第一ポータル（IPo）」に掲載され、学生に周知されている。講評には、評価の観点、成績分布、学修上のアドバイス等が含まれ、学生の自己評価および学修改善に活用されている。成績通知後には、学生が教員に対して成績に関する説明を求めることができるほか、「成績評価異議申立て制度」により、正式な手続きを経て評価の再検討を求めることが可能である。当該制度は、学生便覧や学年初のオリエンテーション、ポータルサイトにおいて明確に周知されており、学生の権利保障が図られている。過去数年間の運用にお

いて、異議申立て件数は極めて少数であり、制度の有効性と評価への信頼性を一定程度担保している。【観点 3-2-2-3】

【基準 3-2-3】

進級が、公正かつ厳格に判定されていること。

【観点 3-2-3-1】 進級判定基準、留年の場合の取扱い等が設定され、学生への周知が図られていること。

注釈：「留年の場合の取扱い」には、留年生に対する上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度、再履修を要する科目の範囲等を含む。

【観点 3-2-3-2】 各学年の進級判定が、設定された基準に従って公正かつ厳格に行われていること。

[現状]

本学薬学部では、進級判定に関する基準を履修規程において明文化しており、学生便覧やガイダンス資料、学内ポータルサイトを通じて、学生に対する周知を徹底している。進級判定基準には、単位修得数、出席率、成績評価が含まれており、これらを満たさない場合には留年となる。特に履修規程第1条の3において、「上級年次履修開始科目は履修できない」と規定しており、基礎的学修内容の修得が不十分な学生に対しては、無理のない履修計画を強いることなく、下位年次における学修の定着を優先する制度設計としている。留年生が再履修すべき科目は、当該学年以下で未修得となっている必修科目および選択必修科目に限定されており、上位年次科目の履修は制限される。これにより、段階的・計画的な履修を通じて、学修の質を担保している。6年次に留年となった学生については、卒業要件を満たすために必要な未修得科目の再履修が義務づけられている。対象学生に対しては、教務委員会や所属分野・センター教員が中心となり、個別の履修支援や学修計画の策定を行っている。加えて、卒業試験合格を見据えた特別指導体制が整備されており、模擬試験、集中講義、演習等の補完教育が実施されている。これらの支援策により、6年次留年生が確実に卒業に至るよう、学修支援を強化している。【観点 3-2-3-1】

進級判定は、学年終了時に学部教務委員会において一次審査が行われ、その後、学部教授会において最終決定がなされる仕組みとなっている。進級判定には、各科目の成績評価、単位修得状況、出席状況などが用いられ、履修規程に基づいて個々の学生の履修状況が厳格に審査されている。判定は進級基準を満たしているか否かに基づいて行われており、主観的な要素や裁量的判断を排し、客観的な基準に則って実施されている。また、教務委員会での確認の後、教授会において重複チェックがなされることにより、手続きの透明性と一貫性を担保している。これらの体制を

通じて、本学薬学部では、進級に関する判定が公平性と厳格性をもって遂行されており、制度の適正な運用により、教育の質保証を図っている。【観点 3-2-3-2】

【基準 3-2-4】

卒業認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-4-1】 卒業認定の判定基準が卒業の認定に関する方針に基づいて適切に設定され、学生への周知が図られていること。

【観点 3-2-4-2】 卒業に必要な単位数の修得だけではなく、卒業の認定に関する方針に掲げた学生が身につけるべき資質・能力の評価を含むことが望ましい。

【観点 3-2-4-3】 卒業認定が判定基準に従って適切な時期に、公正かつ厳格に行われていること。

注釈：「適切な時期」とは、卒業見込者が当該年度の薬剤師国家試験を受験できる時期を指す。

〔現状〕

本学薬学部（薬学科・漢方薬学科）では、ディプロマ・ポリシーに基づき、卒業認定基準を明確に設定している。卒業に必要な単位数（188単位）をはじめ、必修・選択科目の履修要件は学則および履修規程に定められ、学生には入学時および毎年4月の教務ガイダンスにて周知している。また、学事システムを通じて学生自身が履修状況を随時確認できる環境を整備している。加えて、学年主任や指導教員による個別指導を通じて、卒業要件達成に向けた的確な支援を行っている。本学は、アセスメント・ポリシーに基づき、資質・能力の評価を重視した卒業認定を行っている。薬学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠した体系的教育のもと、学年進捗に応じた段階的な評価を実施している。特に6年次には、卒業研究、薬学共用試験（CBT・OSCE）、および実務実習を通じて統合的な学修成果を評価している。【観点 3-2-4-1】

令和6年度からは、1年生を対象にGPA制度を本格導入し、学修成果の可視化を推進している。これにより、定量的な評価とフィードバックが可能となり、学生の主体的学修を促進している。さらに、ルーブリック評価やポートフォリオを活用し、課題発見・解決能力、論理的思考力、倫理観などを多面的に評価している。実務実習では、学外指導薬剤師、自己評価、教員評価の三位一体による多面的評価を実施し、医療現場で求められる資質・能力の確実な修得を図っている。【観点 3-2-4-2】

卒業認定は、最終学年2月上旬に薬学部教授会にて実施している。薬剤師国家試験の受験資格確保のため、判定時期は適切に設定されている。判定にあたっては、履

修・修得単位数、必修科目の修了状況、各種試験成績、卒業研究、実務実習成果に加え、授業料等の納付状況も確認し、公正な審査を行っている。教務委員会による事前検証を徹底し、評価の透明性と公平性を確保している。不正や恣意的判断を排除する体制が整備され、卒業認定は厳格に運用されている。【観点 3-2-4-3】

【基準 3-2-5】

履修指導が適切に行われていること。

注釈：「履修指導」には、日々の履修指導のほか、入学者に対する薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンス、入学までの学習歴等に応じた履修指導、「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえた実務実習ガイダンス、留年生・卒業延期者に対する履修指導を含む。

〔現状〕

本学薬学部においては、学生が薬学教育の全体像を俯瞰し、計画的に学修を進めることができるよう、体系的かつ個別的な履修指導体制を構築している。入学時には、教務ガイダンスを通じて薬学教育の目的、6年間の履修モデル、国家試験までの流れを詳細に説明し、学生の主体的な学修意識の醸成を図っている。さらに、1年次前期必修科目「薬学概論」の初回講義において、教育課程全体の構造、各学年の学修目標、ならびに卒業後のキャリアパスについて説明を行い、早期から学修意欲を喚起している。これにより、学生は自らの学修計画を明確にし、長期的視点で履修を管理する力を養っている。個別履修指導においては、担任教員制を導入し、各学生に対して学年進行ごとに定期面談を実施している。学修状況、成績不振科目の対応、進級判定への助言を行い、必要に応じて再履修や補講の案内も行っている。実務実習開始1カ月前には、「薬学実務実習に関するガイドライン」に準拠したガイダンスを実施し、個人情報保護、実習内容、マナー、医療現場で求められる態度、コミュニケーション能力の重要性を指導している。留年生に対しては、教務委員会、学生委員会及び薬学教育推進センターを中心に、個別の課題に応じた履修計画の再構築を支援している。具体的には、学修意欲向上のためのカウンセリング、ピアサポート制度の活用、再履修科目の優先順位付けを行い、早期卒業の実現を目指している。

〔教育課程の実施に対する点検・評価〕

本学における履修指導は、学生が主体的かつ計画的に学修を進めることを目的として、体系的な指導体制を整備している。入学時から卒業までの間、各段階に応じた指導を実施することで、学生が薬学教育の全体像を理解し、円滑に履修を進めら

れるよう支援している。また、実務実習や留年者に対する個別支援も含め、多面的な指導を展開している。

＜優れた点＞

- ・ 入学時から卒業までの一貫した履修指導体制が確立しており、特に担任教員による定期的な個別面談が学生の学修継続率向上に寄与している。
- ・ 実務実習ガイダンスが体系化されており、実習前後のフォローアップにより、学生の実務対応力が向上している。
- ・ 留年生に対する個別支援策が充実しており、復学率および卒業率の改善に成果を上げている。

＜改善を要する点＞

- ・ 履修指導記録の管理方法が教員ごとに異なるため、データの一元管理と利活用が不十分である。
- ・ 学生からの履修指導に関するフィードバックを組織的に収集・分析する仕組みが整備途上であり、改善サイクルが未だ十分に機能していない。
- ・ 実務実習のルーブリックを用いた評価結果の解析および、「事前学習」の総合的な評価を実施する方法の改善を行うため、事前学習の総合的評価と実務実習の評価の関連性を評価する作業を開始したが、解析まで至っていない。
- ・ 実務実習生担当教員による態度の評価として、担当教員からの連絡時の対応を指標にしているが、本来の学修目標に沿うように改善が必要である。
- ・ ポスト教育の報告会に参加できない指導薬剤師へのフィードバック方法、実習後のアンケートについてのフィードバックを検討する予定にしていたが、検討することができていない。

〔改善計画〕

今後、履修指導の質的向上と効率化を図るため、以下の施策を段階的に導入する。

1. 全教員がアクセス可能な履修指導支援システムを導入し、学生ごとの指導履歴を一元管理することで、指導内容の可視化と継続的支援を実現する。
2. モチベーション維持のためのメンタルヘルスサポート、学修支援を通じて、学生の主体的な学習意欲の維持を図り、計画的な単位修得を促進する。
3. 事前学習の総合的評価と実務実習の評価の関連性を評価し、解析を行う。
4. 実務実習生担当教員による態度の評価について本来の学修目標に沿うように内容を改善する。
5. ポスト教育の報告会に参加できない指導薬剤師へのフィードバック方法、実習後のアンケートについてのフィードバックを検討する。

(3-3) 学修成果の評価

【基準 3-3-1】

学修成果の評価が、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に行われていること。

注釈：学修成果は、教育課程の修了時に学生が身につけるべき資質・能力を意味する。

【観点 3-3-1-1】 学生が身につけるべき資質・能力が、教育課程の進行に対応して評価されていること。

注釈：評価に際しては、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に評価計画（例えば教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて設定したカリキュラムに則った教育の実施により、いつ、どのような方法で測定するか）の計画）が策定されていることが望ましい。

【観点 3-3-1-2】 実務実習を履修するために必要な資質・能力が、薬学共用試験（CBT及びOSCE）を通じて確認されていること。

注釈：実務実習を行うために必要な資質・能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した基準点に基づいて確認されていること。薬学共用試験（CBT及びOSCE）の実施時期、実施方法、合格者数及び合格基準が公表されていること。

【観点 3-3-1-3】 学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されていること。

〔現状〕

本学薬学部では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程の各段階に応じた学修成果の評価を実施している。令和6年度入学者適用カリキュラムからは、成果基盤型学習（Outcome-Based Education：OBE）の理念を導入し、全科目において学修成果を明確化したシラバスを作成している。これにより、学生は各科目修了時に達成すべき具体的な資質・能力を把握し、主体的な学修を実践している。さらに、ディプロマ・ポリシーとの対応を明示したシラバス構成とし、卒業時に必要な資質・能力を体系的かつ段階的に修得できるよう設計されている。評価方法としては、ルーブリックを用いた客観的評価、学修ポートフォリオによる自己管理とフィードバック面談を通じて、学修成果の可視化と改善が図られている。特筆すべきは、総合・アドバンスト科目の設置である。本学では、薬学教育モデル・コア・カリキュラムを超える発展的選択科目を多数用意し、学生の高度な専門性、課題解決能力、国際的視野を養成している。具体的には、「薬学情報システム学入門」「薬学情報セキュリティ学概論」「医療情報管理学」「経営管理論」「医療経済学」「薬学数理・シミュレーション学概論」「薬学デジタルトランスフォーメーション学」「アントレプレナーシップ概論」など、現代医療・薬学に不可欠な情報

リテラシー、経営感覚、データ解析力、革新力を育む科目を配置している。また、「海外医療研修」では、国際的な医療現場を体験する機会を提供し、グローバルな視点から医療課題に対応できる資質・能力を養っている。これらの科目は、学生の主体的選択により専門性を深化させ、卒業後の多様な進路に対応する実践力を涵養するものである。このように、本学の教育課程は、基盤的資質・能力の修得にとどまらず、発展的・先進的能力の育成を重視し、学修成果の評価を通じて質保証を図っている。【観点 3-3-1-1】

薬学共用試験（CBT 及び OSCE）は、薬学共用試験センターの「実施要項」に基づき、適切に実施されている。CBT については、教務委員会内に設置された CBT 委員が中心となり、学生向けガイダンス、テストラン、監督者説明会を経て、公正な環境下で実施している。OSCE も同様に、実務実習委員会内の OSCE 委員により、学生向けガイダンス、監督者向け、および、模擬患者向け説明会を経て実施され、全て薬学共用試験センターの基準に準拠している。これにより、実務実習に必要な資質・能力が客観的に確認されている。試験の実施時期、方法、合格基準、合格者数は学内外に公表し、透明性を確保している。【観点 3-3-1-2】

本学では、教務委員会、FD・SD 委員会、自己点検・評価委員会を中心に、学修成果の評価結果を教育課程の改善に反映させている。教学 IR 委員会から提供される進級率、卒業率、退学率等のデータを基に、教育内容や方法の妥当性を検証し、必要な改善を実施している。また、学生授業評価アンケート及び教員の自己評価を通じて、教育現場の質的向上に努めている。これらの結果は教員連絡会議を通じて全教職員に共有され、教育の質保証体制が確立している。【観点 3-3-1-3】

[学修成果の評価に対する点検・評価]

本学薬学部における学修成果の評価は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程の進行に応じて体系的に実施されている。令和 6 年度から導入した成果基盤型学習の理念により、学修成果の可視化と評価の透明性が一層強化された。また、薬学共用試験（CBT 及び OSCE）を通じて実務実習前の資質・能力確認を適切に行い、その結果を教育課程の改善に活用することで、継続的な教育の質向上を図っている。以下に、現状の点検・評価結果を示す。

<優れた点>

- ・ ルーブリックやポートフォリオを活用し、教育課程全体を通じた一貫した学修成果評価を実現している。
- ・ CBT 及び OSCE を通じて、実務実習前の資質・能力を的確に確認している。
- ・ 評価結果を基にした教育課程の継続的な改善が組織的に行われている。

＜改善を要する点＞

- ・ 学修成果のデータ分析結果をより効果的に教育改善に結びつけるための体制強化が必要である。

〔改善計画〕

本学薬学部では、学修成果の評価における現状の課題を踏まえ、教育の質保証体制を一層強化するため、具体的かつ実効性のある改善策を策定している。評価方法の標準化、フィードバック体制の充実、データ活用の高度化を柱として、学修成果の適切な評価とその結果を教育改善に結びつける仕組みを確立することを目指している。まず、全科目におけるルーブリック評価の標準化を進め、評価の透明性と公平性を確保する。同時に、教員への継続的な研修を実施し、評価手法の統一と質の向上を図る。次に、学修ポートフォリオの活用をさらに推進し、学生が自己の学修状況を把握しやすくすることで、効果的なフィードバックの提供と学修意欲の向上を目指す。また、教学 IR 委員会によるデータ分析を深化させ、進級率や卒業率などの指標を基に迅速かつ的確な改善策を講じる PDCA サイクルを強化する。さらに、FD・SD 活動を通じて教員間の情報共有と教育改善意識の向上を促進し、組織全体として教育の質向上に取り組む体制を整備する。これらの施策により、学修成果の評価を教育改善に直結させる実効性の高い運用を実現し、学生の資質・能力の向上と本学薬学教育のさらなる発展を目指す。

4 学生の受入れ

【基準 4-1】

入学者（編入学を含む）の資質・能力が、入学者の受入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること。

【観点 4-1-1】入学者の評価と受入れの決定が、責任ある体制の下で適切に行われていること。

【観点 4-1-2】学力の3要素が、多面的・総合的に評価されていること。

注釈：「学力の3要素」とは、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を指す。

【観点 4-1-3】医療人を目指す者としての資質・能力を評価するための工夫がなされていること。

【観点 4-1-4】入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の機会を提供していること。

注釈：「合理的な配慮」とは、障がいのある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある方に対し、負担になり過ぎない範囲で、個別の状況に応じて行われる配慮を指す。

【観点 4-1-5】入学者の資質・能力について検証され、その結果に基づき必要に応じて入学者受入れの改善・向上等が図られていること。

注釈：学力の3要素に対応した試験方式の見直しのほか、入学後の進路変更指導等も含む。

〔現状〕

本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神とし、医療人として社会に貢献できる薬剤師の育成を目的としている。この理念に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、学内外に広く公表している。これにより、入学志願者に対して本学が求める資質・能力を明確に示し、適切な学生の受け入れを実現している。

入学者の評価と受入れの決定は、学長の統括の下、学部教授会、入学試験委員会を中心とする責任ある体制で実施している。入学試験委員会は、入学者選抜に関する方針や基準を毎年度見直し、公正性・透明性の確保に努めている。選抜に関する情報は、大学公式ホームページや募集要項にて公開し、受験生が十分に理解できるよう配慮している。【観点 4-1-1】

学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性）は、選抜方法ごとに多面的・総合的に評価している。一般選抜では筆記試験により基礎学力を測定し、面接にて思考力や主体性を確認している。総合型選抜や学校推薦型選抜では、自己アピール文や小論文、面接、AIを用いた自己学習を通じて、知識だけでなく、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力、学習意欲を重視した評価を行っている。

【観点 4-1-2】

医療人としての資質・能力を評価するため、全ての選抜区分で面接を実施している。面接では、単なる受け答えの技術ではなく、患者に寄り添う姿勢や「惻隱の情」を持つ態度、協調性、倫理観を確認する質問項目を設定している。また、ボランティア経験や医療現場への関心を評価項目に加え、将来の医療人としての適性を多角的に判断している。【観点 4-1-3】

障がいのある受験者に対しては、出願前に個別相談の機会を設け、必要な合理的配慮を講じている。過去には、会場内での移動支援、別室受験の対応を行った実績がある。これにより、すべての受験者が公平に受験できる環境を整備している。【観点 4-1-4】

入学者の資質・能力については、入学後の学修成果や進級・卒業状況、国家試験合格率を基に検証を行っている。特に学修初期におけるリメディアル教育を充実させ、基礎学力の補強を図っている。近年では、進級判定結果や退学率の分析を通じて、選抜方法の改善を実施した。例えば、学力をより適切に評価するために、学校推薦型選抜（指定校）における推薦依頼評定値の見直しを行った。【観点 4-1-5】

このように、本学は入学者受入れの方針に基づき、責任ある体制の下で公正かつ多面的な評価を行い、医療人としてふさわしい学生の確保に努めている。また、選抜結果と入学後の成果を適切にフィードバックし、継続的な改善を図っている。

【基準 4-2】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 4-2-1】 最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 4-2-2】 入学者数の適切性について検証が行われ、必要に応じて改善が図られていること。

〔現状〕

本学薬学部（6年制）は、薬学科および漢方薬学科の2学科体制で運営している。令和6（2024）年度における入学者数は、薬学科が定員113名に対し57名、漢方薬学科が定員40名に対し23名となり、両学科ともに定員を下回る結果となった。特に薬学科では充足率が約50.4%と低下しており、前年からの減少が顕著である。漢方薬学科は令和4（2022）年度に定員を60名から40名へ削減したものの、依然として充足率は改善途上にある。【観点 4-2-1】

本学では、入学者数の適正管理を目的に、毎年度、入学試験委員会および教学IR委員会において入試結果の検証を実施している。特に、定員充足率の低下が見られ

る学科については、アドミッション・ポリシーの再確認と併せて、広報活動の強化や選抜方法の見直しを行っている。【観点 4-2-2】

〔学生の受入れに対する点検・評価〕

本学薬学部では、入学者数の適正管理に関する状況を踏まえ、過去6年間の実績および令和6年度の現状を総合的に評価した。薬学科においては安定した定員管理が維持されている一方、漢方薬学科では定員充足率の低迷が課題となっている。これらを踏まえ、以下に優れた点と改善を要する点を整理する。

＜優れた点＞

- ・ 薬学科では、過去6年間にわたり定員超過が発生しておらず、安定した受入れ管理が実施されている点は評価できる。
- ・ 入学者選抜試験体制はアドミッション・ポリシーに基づき適正に運用され、毎年度の検証と改善が着実に行われている。
- ・ 漢方薬学科の定員削減は、状況に応じた柔軟な対応として一定の効果を上げている。

＜改善を要する点＞

- ・ 漢方薬学科における定員充足率の低迷は依然として大きな課題であり、入学者数確保に向けた施策が不足している。
- ・ 広報活動については実施しているものの、ターゲット層への訴求力が十分でなく、戦略的な見直しが求められる。

〔改善計画〕

漢方薬学科の志願者増加を図るため、医療業界の将来性や本学独自の教育特色を前面に打ち出した広報戦略を再構築する。具体的には、オンライン説明会の充実、高等学校との連携強化、SNSやデジタルメディアを活用した効果的な情報発信を推進する。加えて、アドミッション・ポリシーの明確化と受験生への周知を徹底し、入学後のミスマッチを防止するとともに、意欲ある学生の確保を目指す。最後に、入学者選抜試験結果や在籍状況に関するデータを教学IR委員会が継続的に分析し、客観的な評価に基づいた柔軟な定員管理と募集戦略を実施することで、持続的な改善を図る。

5 教員組織・職員組織

【基準 5-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。

補足：令和4年度大学設置基準等の改正に基づき、「専任教員」は「専任教員又は基幹教員」と読み替えます。

【観点 5-1-1】 教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を定めていること。

【観点 5-1-2】 専任教員数については法令に定められている数以上であること。また、教授、准教授、講師、助教の人数比率及び年齢構成が適切であること。

注釈：教授は大学設置基準に定める専任教員数の半数以上

【観点 5-1-3】 1名の専任教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい。

【観点 5-1-4】 専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者、又は優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 5-1-5】 カリキュラムにおいて重要と位置付けた科目には、原則として専任の教授又は准教授が配置されていること。

【観点 5-1-6】 教員の採用及び昇任が、適切な規程に基づいて行われていること。

【観点 5-1-7】 教育研究上の目的に沿った教育研究活動を継続するために、次世代を担う教員の養成に努めていること。

〔現状〕

本学薬学部では、教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を「第一薬科大学教育職員選考委員会規程」及び「学校法人都築学園大学教育職員選考規程」に基づき策定している。これにより、教育・研究・社会貢献の三本柱を重視し、教育課程に即した適切な教員配置が行われる体制が整備されている。【観点 5-1-1】

専任教員数は大学設置基準に定められた37名を上回る46名を確保している（2024年度現在）。職階別構成は教授18名、准教授15名、講師3名、助教10名であり、教授が全体の半数以上を占めている。年齢構成は30代・40代が約60%を占め、若手と中堅層のバランスが取れている。女性教員比率は23.9%であり、ダイバーシティ推進が今後の課題である。【観点 5-1-2】

専任教員1名あたりの学生数は約18名であり、望ましい水準である10名以内には達していないが、ゼミ形式による少人数指導やグループ学習、個別指導の充実を図り、教育の質確保に努めている。【観点 5-1-3】

専任教員は、各専門分野において優れた研究業績、学会活動、実務経験を有し、高い指導能力と見識を備えている。特に医療薬学及び漢方薬学分野では、国内外での学会発

表や論文掲載実績が豊富である。さらに、文部科学省の教員審査で認められた大学院薬学研究科を兼任する教員が23名在籍し、大学院での高度な研究成果を学部教育に還元する体制が確立している。【観点 5-1-4】

カリキュラム上の重要科目には、原則として専任の教授または准教授を配置している。「処方解析学」や「事前学習」など、専門性の高い科目は経験豊富な教員が担当し、教育内容の充実を図っている。【観点 5-1-5】

教員の採用及び昇任は、教職員選考委員会における審議を経て、教授会での確認後、理事長が最終決裁を行う公正かつ透明性の高い手続きにより実施されている。このプロセスにより、適切な人材確保と組織の質的向上が図られている。【観点 5-1-6】

若手教員の育成を目的に、FD・SD講習会への参加、研究支援制度や外部研修派遣も積極的に実施している。助教から講師、准教授への明確なキャリアパスを提示し、継続的な教育研究活動の推進を図っている。【観点 5-1-7】

【基準 5-2】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が、適切に行われていること。

【観点 5-2-1】 教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、公表されていること。

【観点 5-2-2】 研究活動を行うための環境が整備されていること。

注釈：研究環境には、研究時間の確保、研究費の配分等が含まれる。

【観点 5-2-3】 教育研究活動の向上を図るための組織的な取組みが適切に行われていること。

注釈：組織的な取組みとは、組織・体制の整備、授業評価アンケート等に基づく授業改善、ファカルティ・ディベロップメント等が含まれる。

【観点 5-2-4】 薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

【観点 5-2-5】 教育研究活動の実施に必要な職員組織（教員以外の組織）が整備されていること。

〔現状〕

本学では、教員の教育研究活動が極めて活発に行われている。最近5年間の教育研究業績については、大学公式ホームページおよび学内広報媒体を通じて継続的に公表しており、透明性と説明責任を確保している。科研費を含む外部資金の獲得も堅調で、安定した研究成果を維持している。【観点 5-2-1】

研究環境の整備においては、教員ごとの業務調整により研究時間の確保を図っている。研究費は競争的資金に加え、学内研究助成制度を活用し、特に若手教員の研究活動を支援している。さらに、個人研究費および個人旅費を職位ごとに設定し、公平な

配分を実施している。研究設備としては、核磁気共鳴装置（NMR）、高速液体クロマトグラフィー（HPLC）、質量分析計（MS）などの共同利用機器を整備し、教員・学生が効果的に活用できる体制を構築している。【観点 5-2-2】

教育研究活動の向上を目的として、FD・SD委員会主導のFD・SD講習会を定期的に実施している。これらの講習会では、教育のDX化推進、学生支援、ハラスメント防止に関する内容を中心に取り上げている。また、授業評価アンケートの結果を教学IR委員会に集約し、データに基づく授業改善を推進している。これらの取組みは、自己点検・評価委員会や教務委員会を通じて教育手法の多様化と質の向上に寄与している。【観点 5-2-3】

薬剤師資格を有する実務経験教員には、医療現場での最新知識習得のための研修参加を奨励している。2024年度には2名の教員が週1日薬局勤務を行い、実践的な知識を教育へ還元している。さらに、日本薬剤師会や地域医療機関と連携し、「地域医療・介護課題解決に向けた勉強会」を定期開催することで、医療DXの現状把握と教育内容への反映を図っている。【観点 5-2-4】

教育研究活動を支える職員組織として、教育支援スタッフ5名、研究支援スタッフ3名を配置し、教員の教育・研究活動を側面から支援する体制を確立している。これにより、教育研究活動の円滑な運営が実現している。【観点 5-2-5】

〔教員組織・職員組織に対する点検・評価〕

本学薬学部の教員組織は、「第一薬科大学教育職員選考委員会規程」及び「学校法人都築学園大学教育職員選考規程」に基づき、教育・研究・社会貢献を軸に編成されている。2024年度現在、専任教員数は46名であり、法令で定める37名を上回っている。職階構成は教授18名、准教授15名、講師3名、助教10名で、教授が全体の半数以上を占め、年齢構成も若手と中堅層のバランスが取れている。ただし、女性教員比率23.9%とダイバーシティ推進が今後の課題である。専任教員1名あたりの学生数は約18名であり、理想的な水準には達していないが、ゼミ形式や個別指導により教育の質を担保している。教員は専門分野での優れた業績と実務経験を有し、大学院薬学研究科を兼任する23名の教員が学部教育への研究成果の還元を実現している。重要科目には専任教授または准教授を配置し、専門性の高い教育を提供している。採用・昇任は公正な手続きにより実施され、FD・SD講習会や研究支援制度、外部研修派遣により、次世代教員の育成にも注力している。一方で、研究時間の確保、若手教員への研究費配分、FD活動の実効性向上、職員の専門性強化といった課題が存在する。

＜優れた点＞

- ・ 教員の研究業績公表や情報発信が徹底されている。
- ・ 研究環境は最新設備の整備と業務調整により充実している。
- ・ FD・SD講習会や教育改善委員会を通じて継続的な教育改善が実施されている。
- ・ 実務経験教員が医療現場と連携し、教育内容に反映している。

- ・ 教育・研究支援職員の体制整備が教育研究活動の質向上に寄与している。

＜改善を要する点＞

- ・ 研究時間の確保が困難な教員が一部存在している。
- ・ 若手教員への研究費支援に強化の余地がある。
- ・ FD・SD活動の形式化を防ぎ、実効性を高める必要がある。
- ・ 研究支援職員の専門性向上に向けた研修機会の拡充が課題である。

〔改善計画〕

業務のIT化と効率化により教員の事務負担を軽減し、研究時間の確保を図る。若手教員向け研究助成枠を拡充し、積極的な研究支援を行う。FD活動は外部専門家を招いた実践的なプログラムへ刷新し、実務経験教員には外部研修参加を義務化する。さらに、研究支援職員向けの年1回の専門研修を実施し、支援体制全体の質的向上を目指す。

また、教員の組織的配置と責任体制の明確化を図るため、令和 7（2025）年度からは基幹教員制へと移行する。これにより、教育・研究・社会貢献の各分野において中心的役割を担う教員の明確化と業務分担の効率化が進み、教育の質保証体制の強化と大学全体の機能的統合が図られる。

6 学生の支援

【基準 6-1】

修学支援体制が適切に整備されていること。

【観点 6-1-1】 学習・生活相談の体制が整備されていること。

【観点 6-1-2】 学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

注釈：「支援体制」には、進路選択に関する支援組織や委員会の設置、就職相談会の開催等を含む。

【観点 6-1-3】 学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

注釈：「反映するための体制」には、学生の意見を収集するための組織や委員会の設置、アンケート調査の実施等を含む。

【観点 6-1-4】 学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

注釈：「学習に専念するための体制」には、実験・実習及び卒業研究等に必要な安全教育、各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理と学生に対する加入の指導、事故・災害の発生時や被害防止のためのマニュアルの整備と講習会の開催、学生及び教職員への周知、健康診断、予防接種等を含む。

【現状】

本学薬学部では、学生の学習及び生活全般に関する支援体制を強化するため、「薬学教育推進センター」を中心に多面的なサポートを実施している。各学生には担任教員を配置し、学修進捗状況の確認及び学業上の課題解決に向けた個別指導を行っている。また、各学年には教務委員による学年教務担当を2名配置している。また、学生生活に関する相談については、専任カウンセラーによるカウンセリング体制を整備し、心身の健康維持や人間関係、経済的問題等に対応している。さらに、学生委員会が中止となり学業不振者への支援として、上級生が下級生の学修支援を行うことで、学年を超えた支援体制を構築している。保健室も看護師が常駐している。【観点 6-1-1】

本学では、キャリアセンターが中心となり、学生が将来の進路を主体的に選択できるよう、多様な支援を行っている。5年生に対しては、キャリアセンターおよび厚生委員会が中心となり医療機関、薬局、製薬企業等との連携による合同企業説明会を年数回開催している。また、履歴書・エントリーシートの添削指導、模擬面接の実施、さらには就職支援業者（マイナビ等）によるガイダンス・講演会を通じて、実践的な進路支援を展開している。進学希望者に対しては、大学院進学説明会や研究室訪問の機会を設け、個別相談も随時受け付けている。【観点 6-1-2】

本学薬学部では、学生の意見・要望を教育改善および学生生活の向上に反映するため、FD・SD委員会および学生委員会を設置している。これらの委員会は、学生意見箱、学生生活満足度アンケート、学生授業評価アンケート、学生・教職員懇談会、教員報告書など多様な手段を用いて、学生からの意見・要望を幅広く収集している。学生・教職員懇談会は年1回開催され、テーマに沿って選出された学生約10名とFD・SD委員が直接意見交換を行い、学生の要望に対する対応策を協議している。学生意見箱は薬学部本館中央掲示板横に設置され、学生が無記名または記名で自由に意見を投稿できる仕組みを採用している。また、Formsを利用し、オンラインでも投稿できるように整備している。寄せられた意見は委員会に提示され、適切な対応が講じられる。学生生活満足度アンケートは年度初めのガイダンス時に各学年（新入生を除く）を対象に実施され、学生委員会が中心となり集計・分析を行い、関連委員会と連携して対応策を検討している。集計結果は学生へフィードバックされ、保護者にも保護者懇談会を通じて報告している。また、担任教員が学生からの要望を受けた場合には教員報告書を作成し、学生課に報告する体制を整備している。学生委員会はこれらの報告を基に、必要な対応や回答を関連委員会と協議し、個別に学生へフィードバックを行っている。これまでの具体的な改善例として、自習室の利用時間延長・増設、講義座席の配慮、図書館開館時間の延長、自動販売機設置場所の変更、食堂の利用時間及び食事内容の改善、女子寮への無線LAN（Wi-Fi）導入、和式トイレの洋式化などが挙げられる。これらは学生の意見を尊重し、学修環境及び生活環境の質向上に繋げた成果である。さらに、新入生を対象にメンタルヘルスアンケートを実施し、精神的健康状態を早期に把握することで、必要に応じてカウンセリングや支援を行う体制を整備している。これにより、学修面のみならず、学生生活全般にわたる支援と改善が図られている。収集された意見や要望は、各委員会において検討され、実際にカリキュラムの調整、施設設備の改善、学生サービスの向上といった具体的な施策に反映されている。また、対応状況については学内ポータルサイト等で学生にフィードバックされ、透明性の確保に努めている。このように、本学は学生の意見・要望を重視し、継続的な改善を図ることで、学生が満足できる教育・生活環境の提供に努めている。【観点 6-1-3】

本学薬学部では、学生が安全かつ安心して学修に専念できるよう、多角的な安全管理体制および学修環境の整備を進めている。実験・実習においては、開始前に全学生を対象とした安全教育講習を必須とし、化学薬品の取り扱いや実験機器の使用方法、緊急時対応など、危機管理意識の醸成を図っている。中央機器室には、ガスクロマトグラフ質量分析装置（GC-MS）、高速液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS）、核磁気共鳴装置（NMR）などの高度な研究機器が設置され、中央機器管理運営委員会が安全な利用を監督している。また、実験動物飼育施設や薬用植物園においても、それぞれの管理運営委員会が適正な管理を行い、安全な研究環境を提供している。学生の健康管理に関しては、定期健康診断を実施し、看護師常駐の保健室にて日常的な健康相談にも対応している。加えて、全学生に対し傷害保険及び損害賠

償保険への加入を義務付け、万が一の事故発生時にも迅速な対応が可能な体制を整備している。災害対策としては、避難マニュアルを全学生に配布し、年1～2回の避難訓練を実施することで、防災意識の向上に努めている。また、校舎内外のバリアフリー化を推進し、スロープ設置やエレベーター整備、多目的トイレの設置を進め、すべての学生が安心して学べる環境を提供している。学修環境の面では、東大教室や講義室を自習室として開放し、長時間利用が可能な体制を整備している。さらに、学内全域で無線 LAN (Wi-Fi) を整備し、ICT 環境の充実を図っている。図書館及びラーニングコモンズでは、アクティブラーニングに対応した設備を整え、学修支援を強化している。これらの取り組みにより、学生が安全かつ快適に学修・研究活動を行える環境を提供し、継続的な施設・設備の改善を通じて、さらなる学修環境の向上を目指している。【観点 6-1-4】

〔学生の支援に対する点検・評価〕

本学薬学部は、学生が学修及び生活面で安心して過ごせるよう、多面的な支援体制を整備している。学習・生活相談体制、進路支援、学生意見の反映、安全管理及び健康管理といった各分野で組織的な取り組みが実施されており、学生の多様なニーズに対応している。特に、学修支援では担任制やカウンセリング体制、キャリア支援では就職・進学双方に対応したサポートが充実している。また、学生の声を積極的に反映する仕組みが確立されており、施設・設備面でも安全かつ快適な学修環境の提供に努めている。これらの総合的な支援体制により、学生満足度の向上と学修成果の最大化を図っている。

＜優れた点＞

- ・学習・生活相談において、教員、カウンセラー、担任が連携し、学生一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を実現している。
- ・キャリア支援が体系的に整備されており、国家試験対策から就職・進学支援まで一貫したサポートが提供されている。
- ・学生意見を反映する体制が機能しており、アンケート結果に基づく迅速な改善が実施されている。
- ・安全管理体制が充実しており、実験・実習のリスク管理、健康管理、災害対応が適切に行われている。

＜改善を要する点＞

- ・学修支援における ICT の活用が限定的であり、特にオンライン環境下での支援体制に課題が残る。

〔改善計画〕

本学薬学部は、学生の多様化するニーズや社会的要請に応えるべく、現行の支援体制を更に充実・強化することを目指している。学修支援、キャリア支援、学生意見の収集・反映、安全管理の各分野において、計画的かつ段階的に改善策を実施する方針である。まず、学修支援においては ICT の活用を一層推進する。オンライン相談窓口を新設し、対面での相談が困難な学生にも柔軟に対応できる体制を整備する。併せて、学習管理システム（LMS）を導入し、学修状況の可視化、教材の配信、課題管理の効率化を図ることで、学生が主体的かつ効果的に学修を進められる環境を構築する。キャリア支援に関しては、海外企業との連携を強化し、英語による就職支援プログラムを新設することで、グローバルキャリア形成を支援する体制を整える。これにより、国際的な視野を持つ人材育成を促進する。学生意見の収集・反映については、学生アンケートの利便性向上を目的として、スマートフォン対応の簡易アンケートシステムを導入する。加えて、アンケート結果に対する迅速なフィードバックを実施し、回答意欲を高めるためのインセンティブ制度を導入することで、より多くの意見を反映できる仕組みを構築する。安全管理の分野では、e ラーニングを活用した継続的な安全教育プログラムを整備する。これにより、学生が随時安全知識を確認・復習できる環境を提供し、安全意識の向上と定着を図る。これらの取り組みを通じて、学生が安心して学修・生活を送ることができる環境を一層整備し、教育の質の向上と学生満足度のさらなる向上を目指す。

7 施設・設備

【基準 7-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な施設・設備が整備されていること。

注釈：施設・設備には、以下が含まれること。

教室（講義室、実験実習室、演習室等）、動物実験施設、薬用植物園、図書室・資料閲覧室・自習室（能動的学習が効果的に実施できる施設・設備であり、適切な利用時間の設定を含む）、臨床準備教育のための施設（模擬薬局等）・設備、薬学教育研究のための施設・設備、必要な図書・学習資料（電子ジャーナル等）等

〔現状〕

本学薬学部は、校地面積 39.8 m²/人を確保し、大学設置基準（10 m²/人）を大きく上回る環境を維持している。講義室、実習室、研究室、図書館、ラーニングサポート室、体育施設、薬用植物園など、教育研究を支える多様な施設を整備している。令和4年度には産学連携・スタートアップ相談室を設置し、アントレプレナーシップ教育や産学連携の拠点として活用している。施設管理は計画的に行われ、安全性と利便性の向上に努めている。特に新館については、令和6年度に耐震改修工事を開始し、令和7年7月の完了を予定しており、耐震性の向上と内部設備の刷新を進めている。新館3・4階には、臨床準備教育のための施設が整備され、OSCEや事前学習に活用されている。中央機器室には先端的な分析機器を配備し、研究活動を強力に支援している。図書館は83,838冊の蔵書に加え、電子ジャーナルやデータベースが充実しており、ラーニングコモンズや自習室が学生の自主学修を促進している。薬用植物園では110種の植物を栽培し、教育・研究に活用している。新館出入口や校舎間にスロープを設置し、エレベーターや多目的トイレも整備されている。改修時にはバリアフリー化を徹底し、すべての学生が快適に利用できる環境を提供している。教務課が授業規模や内容に応じた講義室・演習室の配置を行い、少人数から大規模講義まで柔軟に対応している。

〔施設・設備に対する点検・評価〕

本学薬学部は、教育研究を支える施設・設備の整備と運用に注力し、多様な学修・研究環境を提供してきた。ICT環境やバリアフリー対応も進んでおり、快適かつ安全な学修環境が確保されている。

＜優れた点＞

- ・大学設置基準を超える校地と充実した教育研究施設を有し、学びやすい環境が整備されている。
- ・実務実習施設の整備により、実践的な教育が効果的に実現されている。

- ・中央機器室の先端設備が、研究活動を強力に支援している。
- ・電子リソースの充実によって、学術情報環境が大幅に向上している。
- ・徹底したバリアフリー対応が、全ての学生に安心して学べる環境を提供している。
- ・柔軟な教室運営を通じて、授業の質が確保されている。
- ・ラーニングコモンズや自習室の設置により、学生の自主的な学修を積極的に支援している。
- ・産学連携拠点の設置が、教育の多様化を力強く推進している。

＜改善を要する点＞

- ・トイレ環境の快適性を向上させ、学生・教職員の満足度を高める必要がある。
- ・耐震改修後の施設運用について、さらなる最適化を図ることが求められる。
- ・ICT環境を強化し、学修および研究の効率向上を実現することが課題である。

〔改善計画〕

新館耐震改修工事を令和7年7月までに完了し、安全性と機能性を向上させる。トイレ環境は、定期的な配管洗浄と設備更新を進める。自習スペースについては、利用状況を継続的に把握し、教室の開放や新設を検討する。ICT環境は無線LANの増強、ICT機器導入、クラウド活用を推進する。PARKS活動の一環として、コワーキングスペースを整備し、協働学修・研究や産学連携を促進する。今後も、質の高い教育研究環境を維持・発展させるため、計画的かつ持続的な施設・設備の整備と運用を推進する。

8 社会連携・社会貢献

【基準 8-1】

教育研究活動を通じて、社会と連携し、社会に貢献していること。

【観点 8-1-1】医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上に貢献していること。

注釈：地域の薬剤師会・病院薬剤師会・医師会等の関係団体、製薬企業等の産業界及び行政機関との連携、生涯学習プログラムの提供等を含む。

【観点 8-1-2】地域における保健衛生の保持・向上に貢献していること。

注釈：地域住民に対する公開講座の開催、健康イベントの支援活動等を含む。

【観点 8-1-3】医療及び薬学における国際交流の活性化に努めていること。

注釈：英文によるホームページの作成、大学間協定、留学生の受入、教職員・学生の海外研修等を含む。

〔現状〕

本学薬学部は、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神を礎とし、教育・研究を通じた社会貢献を重要な使命とする。医療・薬学分野で培った高度な専門知識と技術を、地域社会および国際社会へ具体的に還元するため、体系的かつ継続的な連携活動を推進してきた。具体的には、地域の薬剤師会・病院薬剤師会・医師会・行政機関・製薬企業と協働し、多彩な教育・研修プログラムを展開している。令和6年には「連携事業担当」副学長を新設し、地域連携推進委員会との協働により社会連携体制を一層強化した。その結果、学術交流協定の締結や実践的研修機会の拡充を実現し、学生の臨床能力および倫理観の育成に大きく寄与している。また、公開講座や健康相談、薬物乱用防止教室、各種地域イベントを通じて住民向け啓発活動を積極的に展開している。「南区こども大学」や「生涯学習ボランティアネットワーク事業」では世代を超えた健康教育を実施し、地域全体の健康意識向上に貢献した。さらに、健康増進や災害時支援、データサイエンス・AI教育分野において包括連携協定を締結し、教育と地域発展の好循環を図っている。特に漢方薬学科が推進する「未病を治す」取り組みは、地域医療の活性化と産業振興の両面で模範となる事例である。加えて、海外大学との学術協定、短期研修、留学生受入れ、英語版ホームページ運用などを通じて真のグローバル医療人育成を進めており、今後さらなる発展が期待される。

〔社会連携・社会貢献に対する点検・評価〕

本学の社会貢献活動は、地域医療機関、行政、産業界との連携により、教育・研究成果を社会に還元する仕組みが確立されている。特に、実践的教育の提供や地域住民への健康啓発、災害時支援体制の整備は高く評価できる。一方で、国際交流の多様化、地域連携成果の可視化と評価体制の整備、学部間連携の強化が今後の課題として認識される。

<優れた点>

- ・ 地域医療機関、行政、産業界との密接な連携による社会貢献実績
- ・ 地域住民対象の継続的な健康啓発活動と教育支援
- ・ 漢方薬学科を中心とした統合医療推進と産学連携の深化
- ・ 災害支援活動への積極的関与による地域防災力強化

<改善を要する点>

- ・ 国際交流規模の拡大と実質的な交流プログラムの充実
- ・ 地域連携活動の成果評価体制の構築と PDCA サイクルの確立
- ・ 薬学部・看護学部間の共同プロジェクト推進による相乗効果の創出

[改善計画]

国際交流においては、既存協定校との連携深化に加え、新規協定の締結を推進する。短期・長期留学、オンライン交流、共同研究を拡充し、グローバル人材育成を強化する。さらに、英語による専門教育の拡充や海外インターンシップの導入を目指す。地域貢献活動については、地域連携推進委員会を中心に成果の可視化と評価体制を整備し、毎年度「社会連携・貢献活動報告書」を発行することで透明性を確保する。また、薬学部と看護学部が協働する公開講座や健康支援プログラムを実施し、学際的な社会貢献を推進する。漢方薬学科の専門性を活かし、産業界と連携した健康関連商品の開発や市民向けセミナーを展開することで、地域の健康増進と産業振興に寄与する。最後に、災害支援体制をさらに強化し、福岡市との協定に基づく定期的な訓練を通じて、地域防災力の向上を図る。これらの取組を通じて、本学は地域社会および国際社会に対する責務を果たし、医療人養成機関としての社会的価値を一層高めていく。